

◎新潟県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 町屋越後堀之内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市堀之内字西又1193番5から 同市堀之内字西又1181番1まで	新	(A)7.5～15.4メートル	138.8メートル
		(B)8.0～16.0メートル	144.0メートル
	旧	7.5～15.4メートル	138.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。